

猪名川上流広域ごみ処理施設組合公印規程

平成12年8月17日 規程第1号

改正 平成19年3月19日規程第4号

(目的)

第1条 本組合の公印については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、組合、管理者その他の職名等の印章をいう。

(種類)

第3条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 組合印
- (2) 管理者印
- (3) 副管理者印
- (4) 会計管理者印
- (5) 管理者職務代理人印
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

(名称、様式等)

第4条 公印の名称、寸法、用途、個数及び管守者は、別表のとおりとする。

(保管及び使用の責任)

第5条 公印の保管及び使用は、管守者が責任をもって行わなければならない。

(公印台帳)

第6条 総務課長は、公印台帳を備えてすべての公印をこれに登録しなければならない。

(公印の新調等及び紛失等の届出)

第7条 公印を新調又は改刻しようとするときは、管理者の承認を得なければならない。

- 2 公印を紛失又はき損したときは、直ちに管守者から管理者に届け出なければならない。

(公印の廃棄処分)

第8条 公印が摩滅、き損等により使用に耐えなくなったとき及びその他の理由により使用しなくなったときは、廃棄するものとする。この場合においては、前条第1項の規定を準用する。

- 2 前項の規定による公印の廃棄は、管守者が公印を焼却することによりこれを行う。

(押印手続)

第9条 公印を押印する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 管守者の定めた場所で押印すること。
 - (2) 公印使用簿に必要事項を記載すること。ただし、専ら証明書等に使用する公印で、管理者がその必要がないと認めるものは、この限りでない。
 - (3) 押印を必要とする文書及び決裁済文書を管守者に提示すること。
 - (4) 管守者は、提示を受けた押印を必要とする文書と、決裁済文書とを照合すること。
 - (5) 管守者は、公印を押印した場合においては、決裁済文書の所定欄にその旨を明示すること。
- 2 公印を、管守者の定めた場所以外の場所に持ち出そうとする場合は、管守者の定める手続きによらなければならない。

(事前押印)

第10条 前条の規定にかかわらず、一定の字句又は内容の定まった文書で、施行の日時、場所その他の関係により事前に公印を押す必要があると認めるものは、当該文書の施行前に公印を押印（以下「事前押印」という。）することができる。

- 2 前項の規定により事前押印しようとする課の長は、当該押印について当該公印の管守者の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により事前押印しようとする課の長は、前2項の規定により押印した文書の保管及びその使用状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 前3項の規定による事前押印については、総務課長に協議しなければならない。

(印影の印刷)

第11条 一定の字句又は内容の定まった文書を印刷する場合には、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷する場合は、当該公印の印影を縮小して印刷することができる。
- 3 第1項の規定により公印の印影を印刷しようとする課の長は、あらかじめ事務局長の承認を得なければならない。ただし、印刷専用公印については、当該公印の管守者の承認を得てその印影を印刷することができる。
- 4 前項本文の規定により承認を受けたときは、公印の印影を印刷する文書に一連番号を付し、その使用状況を明らかにするとともに、使用期間が満了したときは、速やかにその使用状況を事務局長に報告しなければならない。ただし、公印の印影を印刷する文書で一連番号を付することが適当でないものについては、総務課長の承認を得て一連番号を省略することができる。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。

附 則（平成19年規程第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

公 印 の 名 称	書 体	印材	寸 法 (mm)	個数	使 用 区 分	管 守 者
猪名川上流広域ごみ処理施設組合之印	れい書	つげ	方 2 1	1	組合名をもって する文書	総務課 長
猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者之印	れい書	黒水 牛	方 2 4	1	管理者名をもつ てする文書	総務課 長
猪名川上流広域ごみ処理施設組合副管理者之印	れい書	つげ	方 2 1	1	副管理者名をも ってする文書	総務課 長
猪名川上流広域ごみ処理施設組合会計管理者之印	れい書	つげ	方 2 1	1	会計管理者名を もってする文書	総務課 長
猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者職務代理者之印	れい書	つげ	方 2 1	1	管理者職務代理 者名をもってす る文書	総務課 長